

令和 6年 6月 26日

岐阜労働局長 殿

岐阜県自動車関係
単組最賃連絡会議
議長 奥村 真一

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6, 182人

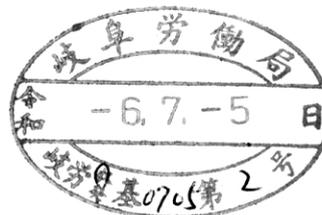
岐阜県内の自動車・同附属品製造業の労働者数 15, 838人

最も低い労働協約の金額 = 1,065円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,005円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し。
- ②申出合意書及び委任状。
- ③賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数。
- ④所定労働時間数及び所定労働日数。
- ⑤申し出団体の会則。



令和6年9月20日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称 カヤバ
代表者職氏名 執行委 周作

所在地 岐阜県可児市土田505
会員事業所数 2所、労働者数 2,187名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する意見は下記のとおりです。

記

- 1 本年の春季賃金引上状況について
 - ・定期昇給の完全実施 (5,880円程度)
 - ・賃金引き上げ 10,000円 (組合員 全員一律)



- 2 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

日本の自動車産業においてはモビリティ産業への変革やカーボンニュートラルへの対応、海外からのEVメーカーの国内進出、政府が掲げるSDVの拡大など、より競争力が求められる時代に突入している。そのような中、魅力ある製品を適正価格で市場に送り出すためには質の高い労働力の確保が必要であり、労働者にとって魅力ある雇用の創出が重要だと考える。とりわけ賃金は魅力ある雇用に大きく寄与しており、産業としての賃金水準の維持は重要だと考える。

連合岐阜集計の令和6年度 春季生活闘争の結果、製造業の賃上げ率は5.25%の水準となり昨年度を大幅に上回った。また一方で政府が掲げる「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに最低賃金が1,500円となることを目指す目標」に向けて、今年度の中央最低賃金審議会での地域別最低賃金額改定の目安は50円(5.0%)となり、岐阜県においても地方最低賃金審議会での真摯な議論のもと目安額を超える51円(5.4%)の引上げが行われた。

今後も中長期的に地域別最低賃金は引き上げられることが想像され、こと自動車関連産業が盛んな岐阜県においても、産業の魅力の維持・向上のためには中長期的に特定最低賃金を引き上げていく必要がある。

団体交渉権を持たない未組織労働者への賃金の波及を含めた、企業業績によらない公正な賃金水準の決定は本審議会の使命であり、自動車産業という高度な産業の魅力を確保するべく、適正水準への賃金改正を望むものである。

以上

令和6年9月2日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	岐阜車体工業株式会社
	岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町 6-455
	電話番号 (058) 384-2164
代表者職氏名	代表取締役・社長 片山 純裕
会社事業所数	1所 労働者 約 2,520名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する意見は下記のとおりです。

記

1 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見について

現在の自動車業界は、カーボンニュートラルを見据えた技術革新が急速に進み、業界を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、当社にとっても予断を許さない状況であることは間違いありません。また、すべてのお客様の信頼へ応えるため足場固めへの投資を実施し、「10年先の働き方を今つくる」ことを着実に進めている段階にあり、経営的に決して楽観視できるものではありません。

消費志向は回復傾向にありつつも、原材料や部品等の資材価格の高騰、輸送費増加といった不安要素が増大しております。また、岐阜県は全国上位に入る有効求人倍率であり、人件費や採用コストも年々上昇傾向にあることから、短期的には厳しい経営環境が続くと想定されます。

とは言え、当社を含め日本の自動車産業は慢性的に労働力不足でありながら、少子高齢化、若年層の製造業離れの傾向に歯止めがかからず、将来の更なる労働力不足が事業運営上の大きな課題となっています。また、日本の賃金は今や海外と比較して高水準であるとは言えず、労働力不足の問題解消を海外人材に求めようにも、魅力が年々低下していることも否めません。

自動車製造は、“ものづくり”の中心的役割であり、日本経済の牽引役でもあります。それを支える県内企業の持続的な成長に必要な「人材確保」の観点から、県民の県外への流出防止を図ると同時に国外・他県及び他業種から見て魅力ある賃金水準を確保する必要に迫られていることも事実です。さらに物価高への対応や県民の生活水準底上げのためにも、国策として「人への投資」・「中小企業への側方支援充実」とセットで、改正に前向きに取り組んで行くべき事案と考えます。

以上



第2回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会資料
(使用者側委員提出資料)

番号	資 料 名	ページ
1	特定最低賃金（自動車部門）に係る現況確認結果（令和6年9月調査） （岐阜県商工会連合会）	1

特定最低賃金（自動車部門）に係る現況確認結果 （令和6年9月調査）

岐阜県商工会連合会

【基本情報】

県内3か所の広域支援室が「自動車・同附属品製造業」事業所を調査

- 従業員規模
 - ・5人以下 6事業所
 - ・6～20人 13事業所
 - ・21人以上 12事業所 計31事業所
- 従業員数 総数847人 うち非正規従業員数 357人
- 事業形態
 - ・個人 5事業所
 - ・法人 26事業所

【前年度の特定最低賃金（自動車部門）の引上げによる影響は】（n=31）

項 目	回 答	構成比
(1)あった	21	67.7%
(2)なかった	10	32.3%
(1)の具体的内容（複数回答）（n=21） <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益減少 17事業所(81.0%) ・ 従業員の就業調整 9事業所(42.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内メーカーの不正問題などもあり、収益確保が低迷する中で の賃上げは、非常に厳しい。 	

【今年度も引き上げられるとしたらどんな影響が予想されるか】（複数回答）(n=31)

項 目	回 答	構成比
(1)収益圧迫	27	87.1%
(2)就業調整	17	54.8%
(3)就業時間減	9	29.0%
(4)従業員の退職・解雇	5	16.1%
(5)特になし	1	3.2%

【更なる特定最低賃金（自動車部門）の引上げは競争力の低下につながるか】（n=31）

項 目	回 答	構成比
(1) つながる	22	71.0%
(2) つながらない	9	29.0%

【許容できる引上げ額は】（n=31）

項 目	回 答	構成比
(1) 現状維持	24	77.4%
(2) 1,038円（昨年度特定最低賃金の引上げ額と同額の33円アップ）まで	3	9.7%
(3) 1,056円（今年度地域別最低賃金の引上げ額と同額の51円アップ）まで	2	6.5%
(4) その他（既に許容額を超えている、価格転嫁の状況次第）	2	6.5%

【愛知県より最低賃金が低いことで雇用確保が困難であったり、労働力の流出などあるか】

(n=31)

項目	回答	構成比
(1)ある	7	22.6%
(2)ない	24	77.4%

【EV化の影響は】 (n=31)

4

項目	回答	構成比
(1)影響なし	20	64.5%
(2)影響あり	11 (-8,+3)	35.5%

- 部品が減る⇒下請同士での仕事の取合い⇒価格競争の激化⇒利益減少
- 自社関連の部品減少による影響があるが、下請けにはどうすることもできない。
- EV分野の新規設備投資など様々な経費が増大

3

【自由意見記述】

- ① 自動車産業は多重下請け構造であり川上の企業で価格が決められてしまい、下請け企業はその価格でできなければ仕事を奪われる。よほど特殊な技術を持った会社でない限り価格交渉は困難を極める。
- ② 1次仕入先メーカーや大手は価格転嫁できるが、2次3次メーカーでは交渉に応じてもらえず、従来のサプライチェーンの継続は不可能。
- ③ 設備投資により、3次・4次から2次下請けの仕事を受注できるようになり利益率は改善したが、生産停止など予定していた受注の停止により借入金の返済に苦慮。小規模企業の経営は大手と違い利益率も低いため、大幅な賃上げは経営を圧迫する。
- ④ 古い仕事については一度決まった単価はくつつがえらず、ほとんど単価交渉の余地はない。売上げが上がらないのに賃上げをしなければならぬので、業績を圧迫している。
- ⑤ 単価交渉については度々行っているが、時給アップに見合った回答は得られていない。
- ⑥ 大手と同じ基準では困る。薄利の中で労務費のアップは本当に厳しい。トヨタ、ダイハツの稼働停止のおおりに受けているので、売上げ減少の中での増加は更に収益を圧迫される。
- ⑦ 中小企業の人材不足や収益確保の困難さに理解がない中で、賃上げのみが先行しているため、地方の中小企業は企業として存続させることも難しくなっている。
- ⑧ 毎年最低賃金を引き上げられるのは非常に厳しい。小規模事業者の現状をもっとわかってほしい。賃上げするのであれば、その施策はもっとわかりやすく利用しやすいものをお願いしたい。
- ⑨ パートは扶養の範囲内で働く人がほとんどであるため、賃上げは就業時間の短縮につながり、影響が大きい。
- ⑩ 社会保険料や税金を下げることも重要であり、その方が効果的ではないか。特定最低賃金引上げにより収入が増えたことで社会保険料と税金が増えてしまえば、従業員の所得はそれほど増加しないのではないか。